

# 横須賀市立学校における 臨時休業後の学校再開方針

横須賀市教育委員会  
令和2年5月25日

# 目次

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 1 はじめに                         | P. 1 |
| 2 学校再開日                        | P. 2 |
| 3 授業の段階的な再開について                |      |
| (1) 第一段階（6月1日から6月19日までの平日15日間） | P. 2 |
| (2) 第二段階（6月22日から6月30日までの平日7日間） | P. 3 |
| (3) 第三段階（7月1日以降）               | P. 4 |
| 4 学校給食の実施について                  |      |
| (1) 6月22日から7月3日までの給食           | P. 4 |
| (2) 7月6日以降の給食                  | P. 4 |
| (3) 小学校・特別支援学校の給食時間の留意事項       | P. 4 |
| 5 夏季休業期間について                   | P. 5 |
| 6 教育課程の見直しについて                 |      |
| (1) 基本的な考え方                    | P. 5 |
| (2) 年間指導計画及び授業日数・時数の見直しについて    | P. 5 |
| (3) 水泳授業の取り扱いについて              | P. 6 |
| (4) 学校行事について（運動会・修学旅行等）        | P. 6 |
| 7 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関するこ     |      |
| (1) 基本的な考え方                    | P. 7 |
| (2) 特に支援が必要な児童生徒について           | P. 8 |

## 〈別添〉

- ・参考事例1：一番面積の小さい教室（小学校中廊下あり）での机の配置
- ・参考事例2：WHO基準(1.0m)での机の配置（一番面積の小さい教室（小学校中廊下あり））

## 1 はじめに

横須賀市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症対策のため、国の動向及び神奈川県の要請を踏まえ、何よりも児童生徒等の安全・安心の確保を第一に、令和2年3月3日以来、学年末・学年始休業を挟んで5月31日までのおよそ3ヶ月にわたり、市立学校における休業を継続してきました。

この間、各市立学校においては、児童生徒等が授業を十分に受けることができないことにより学習に著しい遅れが生じることのないよう、それぞれの校種における発達段階に応じた家庭学習の指導や支援を行うとともに、横須賀市ホームページのオンライン学習教材の紹介と活用、午後の小学校校庭開放、連絡日の面談等に取り組んできたところです。

こうした中、国からは、地域の感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に学校を再開していく方向性が示されています。（2文科初第222号 令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

また、神奈川県教育委員会からは、市町村立学校における教育活動の再開に向けた準備等についてガイドラインが示されました。（子教第1275号 令和2年5月22日付け神奈川県教育委員会教育長通知）

こうしたことを踏まえ、横須賀市教育委員会では、市立学校の教育活動の再開に向け、臨時休業後の学校再開方針を定めました。

各学校においては、教育活動の再開にあたり、この学校再開方針に沿って、それぞれの校種の実情、児童生徒等及び学校の実態に応じた取組を、適切に実施するようお願いします。

なお、今後の状況の推移によっては、方針の内容を変更、追加等する場合があることを御留意願います。

## 2 学校再開日

- 令和2年6月1日（月）

## 3 授業の段階的な再開について

### （1）第一段階（6月1日から6月19日までの平日15日間）

- 児童生徒等の安全・安心を確保する観点から、学年・学級別分散登校や、学級を半数にした2部制授業等による分散登校、短縮授業、時差通学等により段階的に授業を再開し、給食等は実施しない。
- 再開当初は、学級開きのために学級全員が出席して諸連絡等を行うことは可とする。その際、学年や学級ごとに分散登校させたり広い教室等を使用したりするなどの工夫をすること。
- 登校に際しては、児童生徒等の朝の自宅での検温結果の確認を徹底し、微熱等の体調不良がみられる場合は、速やかに自宅静養・健康観察が図られるよう、事前の保護者への協力依頼と連絡を密にとること。
- 学校生活においてはマスク着用、手洗い手指消毒、児童生徒が直接触れる共用施設の消毒や清掃を徹底する。ただし、体育などの運動の場面や気温が高い場所でのマスクは着用させない。
- 授業においては、3密（「密閉」「密集」「密接」）を避ける工夫をすること。特に、対面での話し合い活動、合唱や調理実習、身体接触を伴う体育実技等について、時期や活動の在り方について検討することとし、第一段階では実施しない。
- 教室等における児童生徒同士の間隔は、1.5メートル以上（別添参考事例1を参照）とする。
- 各学校種の取り組みは、次のとおりとする。
  - ①<小学校>
    - ・ 各学級の半数（20人以下）ずつが隔日登校し、午前中ののみの授業を実施する。単位授業時間は40分を基本とする。
    - ・ 児童数が20人以下の学級は、学級の全員が隔日登校し午前中ののみの授業とするか、学級の半数ずつが隔日登校し午前中ののみの授業とするかを、学校の実情に合わせて選択する。
  - ②<中学校>
    - ・ 各学級の半数（20人以下）が、午前と午後に分かれての2部制授業を実施する。単位授業時間は45分を基本とする。
    - ・ 部活動は実施しない。
  - ③<幼稚園、特別支援学校>
    - ・ 午前中ののみの保育又は授業を実施する。

④<高等学校>

【6月1日から6月12日までの平日10日間は次のとおりとする】

- ・ 全日制については、広域から通学する生徒の実態を踏まえ、年次別に午前又は午後ののみの授業を実施する。単位授業時間は40分を基本とする。
- ・ 定時制については、授業を4時間目まで行った後、直ちに下校とし、夜食は実施しない。単位授業時間は45分を基本とする。
- ・ 部活動は実施しない。

【6月15日以降については、生徒と学校の実情に合わせて判断する】

(2) 第二段階(6月22日から6月30日までの平日7日間)

- 通常の授業形態(学級を半分にしない)に戻し、小学校、特別支援学校の給食を開始する。幼稚園及び高等学校は実情に合わせて、分散登校、短縮授業、時差通学等を継続できる。
- 引き続き、登校に際しては、児童生徒等の朝の自宅での検温の確認を徹底し、微熱等の体調不良がみられる場合は、速やかに自宅静養・健康観察が図られるよう、事前の保護者への協力依頼と連絡を密にとること。
- 引き続き、学校生活においてはマスク着用、手洗い手指消毒、児童生徒が直接触れる共用施設の消毒や清掃を徹底する。ただし、体育などの運動の場面や気温が高い場所でのマスクは着用しない。
- 授業においても引き続き、3密(「密閉」「密集」「密接」)を避ける。特に、対面での話し合い活動、合唱や調理実習、身体接触を伴う体育実技等について、時期や活動の在り方について検討し、実施する場合は児童生徒同士の間に十分な間隔をとること。
- 通常の授業形態における教室等での児童生徒同士の間隔は、1.5メートル以上を基本とするが、人数の多い学級はできる限り1.0メートル以上(別添参考事例2を参照)を確保する。
- 各学校種の取り組みは、次のとおりとする。

①<小学校>

- ・ 一日の授業時数は5校時までとする。
- ・ 授業の単位時間は40分を基本とする。
- ・ 給食を実施する。

②<中学校>

- ・ 一日の授業時数は5校時までとする。
- ・ 授業の単位時間は45分を基本とする。
- ・ 牛乳給食を実施する。(弁当持参開始)

③<幼稚園、特別支援学校>

- ・ 児童生徒等及び学校の実情に合わせて、短縮の保育又は授業を実施する。

④<高等学校>

- ・生徒及び学校の実情に合わせて、短縮の授業を実施する。

(3) 第三段階（7月1日以降）

- 通常授業を実施する。
- 部活動の実施については、状況に応じて別途指示する。
- 引き続き、登校に際しては、児童生徒等の朝の自宅での検温の確認を徹底し、微熱等の体調不良がみられる場合は、速やかに自宅静養・健康観察が図られるよう、事前の保護者への協力依頼と連絡を密にとること。
- 引き続き、学校生活においては3密（「密閉」「密集」「密接」）を避け、マスク着用、手洗い手指消毒等を徹底する。ただし、体育などの運動の場面や気温が高い場所でのマスクは着用しない。
- 授業においては、発達段階や気象状況を踏まえ、児童生徒等の健康に配慮した授業時間の設定及び学習内容の工夫を行うこと。
- 引き続き、児童生徒等や保護者の個別の不安等への対応を行うこと。

## 4 学校給食の実施について

(1) 6月22日から7月3日までの給食

①<小学校>

新型コロナウイルス感染症対策に係る文部科学省通知に基づき、「配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立」での実施とし、食器は1種類、食具はスプーンまたはフォークとする。

②<特別支援学校>

ろう学校は、小学校と同じ日程・方法で実施する。

養護学校は、6月24日から給食を開始し、内容は児童生徒の状況に合わせて調整する。

③<中学校>

牛乳給食を6月22日から実施する。

(2) 7月6日以降の給食

- ① 7月31日まで、通常の給食を実施する。
- ② 8月3日から8月5日は、給食を実施しない。
- ③ 夏季休業終了後は、8月31日から通常の給食を実施する。

(3) 小学校・特別支援学校の給食時間の留意事項

別途送付する「新型コロナウイルス感染症対策における給食時間の留意事項」の内容を参考に対応を行うこと。

## 5 夏季休業期間について

本年度に限り、夏季休業期間を次のとおりとする。(幼稚園を除く)

- 令和2年8月6日(木)から令和2年8月17日(月)までの12日間

※ 学校閉庁日は、予定どおり、8月11日から8月14日とする

## 6 教育課程の見直しについて

### (1) 基本的な考え方

- 各学校においては、臨時休業により短縮された本年度の課業期間を基に、児童生徒の学習意欲の維持・向上に最大限に留意した教育課程の見直しを行うことが重要であり、そのために次の視点を参考とすること。
  - ① 当初予定していた学習内容を不足なく伝授することだけに偏らず、児童生徒に身に付けてほしい資質・能力の3つの柱をバランスよく育むこと。
  - ② 臨時休業中の家庭学習の課題を、再開後の授業に効果的に連動させた計画的な授業を実施し、評価を行うこと。
  - ③ 学習の遅れを取り戻すことだけにとらわれず、全ての児童生徒にとって無理のない計画的な指導を行うこと。そのために、各校種の最終学年以外は、次年度の指導計画との連動を視野に入れること。
  - ④ 各校種のまとめとなる最終学年においては、次年度の指導計画に連動させることが困難であることを踏まえ、優先的に指導できるよう教育課程を見直すこと。

### (2) 年間指導計画及び授業日数・時数の見直しについて

- ① 休業期間等の見直しは、夏季休業期間のみとし、冬季休業期間、学年末休業期間等は予定どおりとする。ただし、各学校の実情に応じて授業日を設定することは差し支えない。
- ② 土曜授業の設定は行わない。
- ③ 各学校においては、「単位授業時間の短縮」「7時間目の設定」「モジュール」など、時間割編成上の工夫を検討すること。ただし、児童生徒の発達段階や教育効果を考慮した上で、過度の負担のない範囲で実施すること。
- ④ 授業時数が学習指導要領上の標準時数を下回ったとしても、そのことをもって学校教育法施行規則に反するものではない。児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないとすることができる。児童・生徒への学習の定着が不十分であった場合は、個別に補習・家庭学習課題を課すなどの必要な措置を講じること。

⑤ 各学校では、各教科等の授業時数の確保に努めつつ、児童生徒にとっての学校行事や児童・生徒会活動、クラブ活動、部活動等がもつ教育的な意義を踏まえ、その活動時間の確保にも留意すること。

その際には、次の観点から抜本的に実施計画を見直すことが必要。

観点1 各活動のねらいを改めて確認し、関連するものは統合する。

観点2 3密を極力避ける。

観点3 準備や練習の時間を最小限とする。

⑥ こうした見直しや検討を全職員で主体的に行なうことは、今回の対応のみならず、今後の学校運営の充実にとっても、有意義な機会となるため、積極的に実施すること。

⑦ 学校が教育課程や年間指導計画の見直・変更を行うに当たっては、児童生徒はもとより、保護者や地域の方々にも理解・協力が得られるよう取り組むこと。

その際、決定した変更内容は学校ホームページや学校だよりによる周知をはじめ、家庭・地域への情報提供を丁寧に行なうこと。

### (3) 水泳授業の取り扱いについて

次の理由により、今年度の水泳授業を中止とする

① 健康状態によって大きな事故につながる水泳授業の実施において、定期健康診断が実施できていない状況であるとともに、臨時休業期間が長期化し、児童生徒の体力や健康状態を把握することが困難な状況であること。

② 児童生徒の更衣の場や実技中に二人組を組ませることなど、密集密接の場が想定され、感染リスクが高まる恐れがあること。

※ 水泳の実技を中止としても、学習指導要領の指導内容に則り、水泳の事故防止に関する心得は必ず指導すること。その際、6月上旬に配付予定の「学校水泳プール運営管理・安全指導説明会」資料を参考とすること。

※ プールの水質管理及び中学校部活動でのプール使用については、別途連絡する。

### (4) 学校行事について（運動会・修学旅行等）

春季に予定していた学校行事は秋以降に延期し、今後の状況の推移によっては、内容の変更、規模の縮小、中止などを検討するが、現時点での各校種の方針は次のとおりとする。

① <小学校>・春季運動会、遠足等は秋以降に延期  
・キャンプは中止、修学旅行は実施予定

② <中学校>・春季修学旅行は秋以降に延期、キャンプは中止  
・秋季体育祭は規模縮小や日程変更を検討

③<幼稚園、特別支援学校>

- ・児童生徒等の状況を見て日程変更や中止について検討

④<高等学校>

- ・春季体育祭は中止を検討
- ・修学旅行は、定時制が12月に延期、全日制は実施予定

## 7 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関するこ

### (1) 基本的な考え方

- ① 学級担任、相談員、養護教諭等を中心に日常的に行う心のケアとして、支援教育課5月19日送付「子どものストレス対処法」及び「登校初日の対応について」等を参考に、児童生徒の安心・安全を確保すること。
- ② 児童生徒の健康観察や面談等により子どもの状況を的確に把握し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援を行うとともに、次の枠内の相談窓口を周知すること。

- |   |
|---|
| ○ 支援教育課 子どもの悩みホットライン 電話：822-6522<br>月・水・金 9:00～17:00                                      |
| ○ 支援教育課 教育相談 電話：822-8564 月～金 9:00～17:00<br>メール相談 kyouiku-soudan@city.yokosuka.kanagawa.jp |
| ○ 横須賀市子育てホットライン 電話：822-8511 毎日 24時間   |
| ○ 中高生対象『SNSいじめ相談@かながわ』QRコードは学校に送付済  |

- ③ 新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別が生じないよう、次の参考資料にもとづき、適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行うこと。

#### 【参考】

- |  |
|--|
| ○ 4月市立学校長会議 支援教育課資料『新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援体制について（依頼）』 |
| ○『いじめ問題の理解と対応（平成31年3月改訂版）』                         |

## (2) 特に支援が必要な児童生徒について

- 次の枠内に該当する児童生徒については、健康観察のほかに子どもの行動の様子等を見守り状況を把握して支援教育課に報告するとともに、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

- ・要保護児童対策地域協議会対象の児童生徒（長欠調査D表）
- ・『児童生徒を取り巻く環境チェック8の視点』に該当する児童生徒
- ・その他緊急に対応が必要と思われる児童生徒

## 参考例示1：一番面積の小さい教室（小学校中廊下あり）での机の配置

ソーシャルディスタンス 1.5m ⇒ 最大20席  
(横須賀市教育委員会として、1.5m以上を採用)

(ソーシャルディスタンス 2mにすると  
⇒ 最大12席)

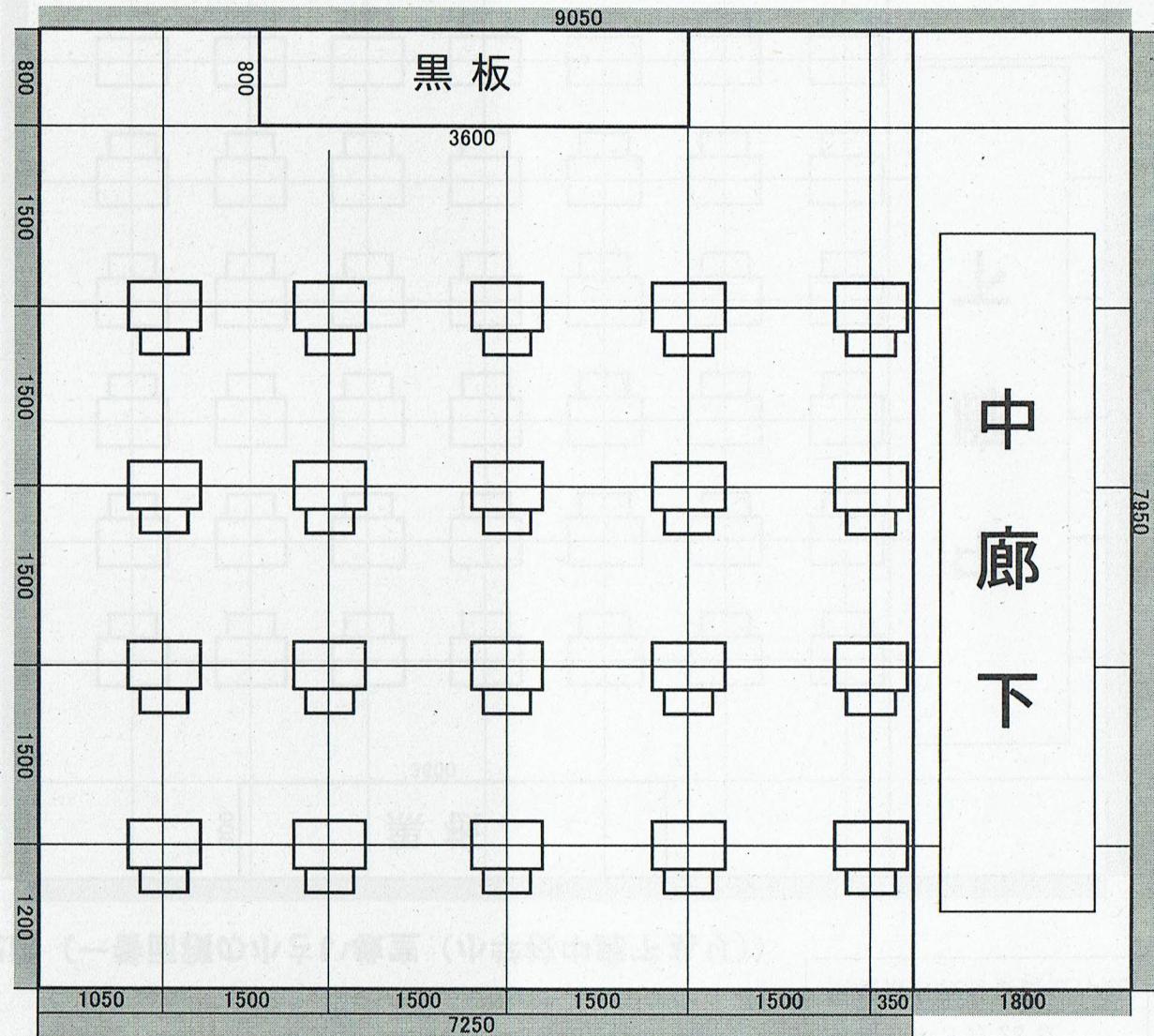
(参考：各国のソーシャルディスタンス)

|          |      |
|----------|------|
| ※WHO     | 1m   |
| ・オーストラリア | 1.5m |
| ・アメリカ    | 1.8m |
| ・イギリス    | 2m   |
| ・日本      | 2m   |

※厚生労働省による濃厚接触者の定義  
「発症2日前1m以内15分以上」

(実施例)

教室に40席ある場合、机・椅子を教室外に出さずとも、児童生徒を「市松模様」に配置するなどの工夫が考えられます。



## 参考例示2：WHO基準（1.0m）での机の配置（一番面積の小さい教室（小学校中廊下あり））

ソーシャルディスタンス 1.0m ⇒ 最大42席  
(学級全員登校時からは、1.0m以上を採用)

(参考：各国のソーシャルディスタンス)

|          |      |
|----------|------|
| ※WHO     | 1m   |
| ・オーストラリア | 1.5m |
| ・アメリカ    | 1.8m |
| ・イギリス    | 2m   |
| ・日本      | 2m   |

※厚生労働省による濃厚接触者の定義  
「発症2日前1m以内15分以上」

(実施例)

教室に広さの余裕がある場合は、机・椅子を前後にずらすことにより、右の図よりも1.4倍程度の距離が得られます。

